

## 1 生徒心得

新潟県中央工業高等学校の生徒にふさわしい品位と誇りをもって行動し、明朗な学校生活を過ごすための秩序と安全を保持するために生徒心得を定める。

### 1 礼儀応対

- (1) 校内外を問わず、きびきびした態度でお互いに挨拶を行う。
- (2) 常に正しいことば使いをするよう心掛ける。
- (3) 校内で先生や来客に会ったときは会釈する。
- (4) 校長室、教務室、事務室、授業中の教室などに入出入りするときは服装を正し必ず会釈する。

### 2 服装・身だしなみ

- (1) 服装・頭髪は生徒指導方針にのっとって端正、簡素、清潔にする。
- (2) バッジ、ボタンは規程のものを正しくつける。
- (3) 6月1日から9月30日の間は、原則として夏服で登校する。
- (4) 登下校は靴履きとする。校内の履き物は指定のズック靴を用いる（スリッパや草履を使用するときは許可を得ること）。

### 3 登校・下校

- (1) 始業前に余裕をもって登校し、原則として18時30分までに下校する。
- (2) 放課前に校外に出るときは、必ず学級担任の許可を得る。

### 4 風紀

- (1) 公衆道徳を守り本校生徒の体面を汚さないよう心掛ける。
- (2) 粗野な言動があってはならない。
- (3) 規則、規定等にふれる行為は絶対に許されない。
- (4) 登下校はもちろんのこと外出時には交通道徳を守り安全に行動する。
- (5) 生徒として不適切な場所には立ち入らない。
- (6) 夜間みだりに外出しない。

### 5 諸願届

次の事項に該当する場合は別記届出願出の様式で申し出ること。

#### (1) 届出

- ①欠席・遅刻・早退・欠課      ②運転免許証取得      ③下宿      ④アルバイト

#### (2) 願出

- ①公欠      ②自転車・バイク通学      ③通学証明書交付（電車・バス）  
④旅客運賃割引証交付      ⑤運転免許証取得      ⑥身分証明書交付      ⑦アルバイト

### 6 アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。

ただし家庭の事情等やむを得ない場合、一定の条件のもとで認める。その際には三者面談を行ったのち許可する。

なお、1年生の1学期は学校生活に専念させるため許可しない。

## 7 集会・掲示

次の事項を行うときは定められた手続きをして学校長の許可を得て行う。

- (1) 集会
- (2) ポスター、伝達事項の掲示

## 8 各種納入金

納入金は必ず定められた日までに納入する。

## 9 校舎・校具

校舎・校具使用の際は必ず係の職員の許可を得る。使用後は必ず後始末する。

# 2 生徒指導方針

## 1 服装（略装）について

### (1) 冬服について

#### ・男子の服装

- ① 上衣は、黒で詰襟の学生服とし、上衣丈が手首より上にくるような短ラン、膝に達するような長ランは禁止する。
- ② ズボンの色は黒で上衣と同質のものとし、形はストレート型（普通）とする。変形型ズボンや腰履き、裾の引きずりは認めない。
- ③ ワイシャツの下の肌着は白、ベージュ、グレーなど華美にならないものとする。
- ④ ベルトは黒など華美にならないものとする。
- ⑤ 上衣の下に防寒用として着用するカーディガンまたはセーターは、ワンポイント程度の黒、紺色の無地とし、上衣の袖や裾からはみ出ないものとする。また、カーディガンまたはセーターのみでの登校は禁止する。

#### ・女子の服装

- ① 上衣は、本校指定のブレザーとし、ブラウス、ネクタイ、ベストを着用する。
- ② スカートのスカートは本校指定のものとし、裾丈は膝頭が見える程度とする。スラックス着用の際は黒か紺色のストレート型とする。
- ③ 肌着色は白、ベージュ、グレーなど華美にならないものとする。
- ④ 本校指定のベスト以外の着装は認めない。
- ⑤ ブレザーの下に防寒用として着用するカーディガンは、ワンポイント程度の黒、紺色の無地とし、上衣の袖や裾からはみ出ないものとする。また、カーディガンのみでの登校は禁止する。

### (2) 夏服について

#### ・男子の服装

- ① 上衣は、白無地のワイシャツとする。開襟シャツは認めない。
- ② ズボンの色や型は冬服に準ずる。
- ③ 夏服（略装）期間のカーディガンまたはセーターの着用は認めない。
- ④ 上衣の裾は必ずズボンの中に入れ、必ずベルトをする。ベルトは黒など華美にならないものとする。
- ⑤ ワイシャツの下の肌着は白、ベージュ、グレーなど華美にならないものとする。

・女子の服装

- ① 上衣は、白無地のブラウス、ネクタイとする。
- ② スカート、スラックス、ベスト等の色や型は冬服に準ずる。
- ③ 夏服（略装）期間のカーディガンの着用は認めない。
- ④ ブラウスの裾は必ずスカート、スラックスの中に入れる。
- ⑤ ブラウスの下肌着色は白、ベージュ、グレーなど華美にならないものとする。

(3) 略装について（男子、女子）

- ① 上衣は白無地半袖ポロシャツ（ワンポイント刺繍の入っていないもの）を認める。
- ② ズボン、スカート、スラックス、ベスト等の色や型は冬服に準ずる。

2 頭髪・装飾品について

- (1) 染色・脱色・パーマ・ワックス等は認めない。
- (2) 過度な段差のある髪型は認めない。
- (3) 前髪を極端に長くおろしたり、立てたりピンで留めたりしない。
- (4) 後ろ髪は詰め襟の下より長くしない。
- (5) 横の髪で耳を隠さないようにする。ただし、もみあげより上を極端にかりあげない。
- (6) ピアス・ネックレス・ミサンガ等は禁止する。

3 携帯電話、スマートフォンについて

校地内では使用を全面禁止する。

3 運転免許取得について

- 1 自動二輪の免許取得は禁止する。
- 2 原動機付自転車（以下「原付」という）免許及び普通免許の取得のみ認める。ただし、就職に必要な運転免許取得については別途審議する。
- 3 普通車での通学は禁止する。
- 4 免許取得には長期休業を利用し、原則として授業を欠かない。
- 5 免許を取得しようとするときは、事前に「運転免許証取得願」を提出し、免許取得後、「運転免許証取得届」を提出する。

4 バイク使用について

- 1 原付のみ使用を許可する。
- 2 ヘルメットは必ず着用し、フルフェイスもしくはジェット型とする。
- 3 任意保険に加入する。
- 4 保安基準に適合しない改造等は絶対にしてはいけない。（ナンバーのはね上げ、マフラーやチャンバー・ホーンによる騒音、ハンドルの位置、点滅速度が異常なウインカーなど）
- 5 二人乗りは絶対してはいけない。
- 6 バイクの貸借をしない。
- 7 夜間9時以降は使用しない。

- 8 バイク通学は許可制とし、原則2年次より許可する。
  - (1) 許可基準  
公共交通機関の最寄り駅、バス停等までの距離がおよそ2km以上の場合に許可する。ただし、自宅から学校までの距離が著しく長い場合は、最寄りの駅等までとする。
  - (2) バイク通学希望者は「バイク通学願」を提出すること。
  - (3) バイク通学を許可された者は、車体に校名入りのシールを貼付する。
  - (4) バイクは所定の場所に置く。
  - (5) 交通事故、交通違反等あった場合、すみやかに学校に届け出る。
  
- 5 自転車使用について
  - 1 任意保険に加入すること。
  - 2 必ず施錠する。
  - 3 二人乗り・並進・傘差し運転などは絶対してはならない。
  - 4 暗くなったらライトをつける。
  - 5 ヘルメットを着用することが望ましい。
  - 6 自転車通学は許可制とする。
    - (1) 許可基準は、通学距離がおよそ1.5km以上の場合とする。
    - (2) 自転車通学希望者は「自転車通学願」を提出する。
    - (3) 自転車通学を許可されたものは、車体に校名入りのシールを貼付する。
    - (4) 自転車は所定の場所に置く。

令和8年4月1日